

令和2年度

八峰町 階層別保育料（月額）

保育所等

別表 1

各月初日における入所児童の世帯の状況				基準日は当該年度の4月1日	
				保育料(3歳未満児童)	
階層区分				保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯等			0 円	0 円
第2階層	第1階層を除 き、前々年度分 及び前年度分の 市町村民税の額 が次の区分に該 当する世帯	市町村民税非課税世帯		0 円	0 円
		(母子世帯等)		0 円	0 円
均等割課税又は所得割課税額		48,600 円未満	13,650 円	13,400 円	
(母子世帯等)			12,650 円	12,400 円	
第4階層		所得割課税額	97,000 円未満	21,000 円	20,600 円
第5階層		所得割課税額	169,000 円未満	26,700 円	26,200 円
第6階層	所得割課税額	301,000 円未満	30,500 円	29,900 円	
第7階層	所得割課税額	301,000 円以上	40,000 円	39,300 円	

☆3歳未満児で町内の施設に入所児童がいる場合は半額減免。（町支援）

○兄弟姉妹がいっしょに入園している場合（同一家庭より2人以上の入園）

多子軽減：2人目が半額になり、3人目は免除となります。※2階層は2人目から免除。

○母子（父子）世帯や障害者のいる世帯で、階層区分が第2階層・第3階層・第4階層のうち市町村民税所得割課税額77,101未満に算定された場合、保育料が免除もしくは減免の対象となります。

○2階層、3階層、4階層のうち市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯に算定された場合で、子や子孫等が保護者と同一生計であれば、年齢に関係なく最年長を第1子（第1子目の最年長年齢は無制限）とし、入所（園）している第2子以上の保育料が免除もしくは減免の対象となります。

○毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

※令和2年度（令和元年分）市町村民税額にて算定。～令和元年9月分から令和2年8月分まで△住宅取得特別控除のある方は、減税前の所得割課税額が算定の基礎となります。

（県すこやか子育て支援事業による保育料助成制度）

★すこやか子育て支援事業は、県と市町村が、保育料の半分ずつを負担して助成しています。

★この助成によって保育料が、本来の額の2分の1、又は4分の1が減額（助成）されます。

★平成24年4月2日以降に出生した児童の保育料は、申請により国の基準階層にて2階層・3階層が1/2助成、4階層・5階層が1/4助成となります。

上記階層区分以外は、対象となりません。

★平成28年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降を全額助成。（H28年度より実施）

☆保育料助成の拡充（下記のとおり、H30年度より実施予定）

☆2、3、4、5階層：平成30年4月2日以降に第2子が生まれた世帯の第2子以降を全額助成。（対象世帯の追加）

☆6階層：平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降を1/2助成。（所得制限の緩和）